

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

旭川市（以下「甲」という。）と東神楽町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1エの表企業誘致推進事業の項中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく地域産業活性化協議会」を「旭川地域産業活性化協議会」に改める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年12月25日

旭川市6条通9丁目46番地

甲 旭川市

旭川市長 西川 将 人



上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号

乙 東神楽町

東神楽町長 山 本

